熊本家庭裁判所委員会（第４０回）議事概要

日　時　令和５年１０月２７日（金）午後１時３０分～午後３時００分
場　所　熊本家庭裁判所第１会議室
テーマ　裁判所の採用広報について
出席者
（委　　員）大礒宏昭、岡村ゆかり、熊澤孝一、坂本隆一、潮谷佳男、高宮健二、田口浩継、田中晋、廣濱翔、山下雅裕美、渡辺哲也（五十音順、敬称略）
（説　明　者）高松総務課課長補佐
（事務担当者）岩切事務局長、益田事務局次長、高木首席家庭裁判所調査官、前田首席書記官、山崎次席書記官、畠田主任書記官、井上総務課長、惠本会計課長、山内総務課専門職
議事要領
第１　委員長挨拶
第２　新任委員紹介
第３　議事
　１　説明等
　（1）　裁判所職員の採用試験の概要
　（2）　熊本家庭裁判所の採用広報活動の紹介
　２　意見交換及び質疑応答【◎：委員長、○：委員】
　◎　委員の方々が所属されている組織の採用広報等について実情を御紹介いただき、裁判所の採用広報についての御意見や御質問をいただきたい。
　○　私が所属する検察庁の採用広報についても裁判所同様、ＷＥＢを利用した採用広報を行っている。官庁訪問においては、仕事の内容や職場の雰囲気をより身近に伝えられるよう、世代の近い若い職員が職場の説明を行うこととしている。
　熊本県では、仕事の内容より、「公務員」という職種を希望している人が多く、転勤が少ない職場や自身にとって環境のよい職場を選択することが多いため、仕事の魅力を伝えるのは難しいと感じるが、検察庁においては、「公務員」という職種に就職したいという理由より、犯罪被害者に寄り添う仕事ができる検察事務官になりたいという理由で受験する人が多いと感じる。
　裁判所においても検察庁と同様、仕事の内容に惹かれて受験する人が多いと

思うが、裁判所の採用広報の説明を聴き、その役割を十分果たしていると感じた。

○　裁判所の採用広報の説明を聴き、裁判所職員は学生が憧れを持つ職業であると感じた。私が所属する熊本県では、公務員の中でも比較的転勤が少ないという理由で受験してくる人が多い。

転勤が多いことや採用者の多くが女性で占められているにも関わらず、憧れの裁判所職員になりたいという明確な意思を持って受験されている人が多いと感じた。

◎　放送局における転勤事情及び採用広報について教えていただきたい。

○　私が所属する放送局においては、従来まで全国転勤が基本であったが、最近は、地域職員というカテゴリーの職員を採用している。

地域職員は、基本的に転勤がなく、採用された放送局で働くことになる。地域職員を採用するようになった背景としては、転勤することにメリットを感じない人が増えてきているからだ。

当協会でも、毎年、地域職員として採用される職員がいるが、熊本生まれの人や学生時に熊本で過ごした人等、熊本に魅力を感じている人が多い。また、限定的であるが、全国採用で採用された人が家族を持った後、地域職員として働いている人もいる。

優秀な人材の確保は難しく、採用してもすぐ辞めたり、他社に転職したりするため、難しい時代になっていると感じる。

裁判所の採用広報について、どのような形態の転勤があるのかが分かり難かったため、詳しく説明した方がよいと感じた。

視聴した採用広報用動画について、裁判所は温かみのある魅力的な職場であるということが十分に感じ取られた。熊本の裁判所独自の魅力を伝えたら、より良い広報となるのではないか。

◎　熊本家庭裁判所は熊本市所在の本庁の外、熊本市外に６支部４出張所があるため、採用された職員は転勤が多い。

採用職員は、熊本市の本庁勤務を希望する人が多く、支部、出張所への異動計画については、苦労することが多い。

新聞社は、熊本県内に支局等があり、転勤があると思われるが、貴社の転勤事情について教えていただきたい。

○　新聞記者は勤務地周辺に移り住むことにより、その地域を理解し、仕事に役立てていくことができるため、従来は転勤して移り住むことが原則とされてき

たが、最近は家族の諸事情等により移り住むことができないという職員が増加してきたため、例えば、熊本市近郊の市町村であれば、熊本市から通勤することができるよう変わってきている。

○　病院は資格職の集団であり、限られた受験者の中から人材を確保しなければならないが、当院は、大学及び看護学校等のパイプにより、病院実習等を通じて、人材を確保している。

最近は、働き方改革で定時に帰宅できるか等、ワークライフバランスを重視している採用希望者が多いため、当院としてもそれに応えるよう、努力している。

○　裁判所の採用広報はワークショップ等があり、とても魅力を感じた。特に採用広報用パンフレットの「ともに裁判所で働こう。」の文字フォントが訴える力があると感じた。

私は社会福祉施設に所属しているが、人材確保には非常に苦労している。当施設に実習に来た人を採用することが多いため、実習の機会をもっと増やしていきたいと考えている。

○　最近の人材確保は大変であると切実に感じる。私は社会福祉士を育成する大学の教員という立場から、様々な組織から人材紹介の依頼がある。

その際、依頼元の組織がどのような分野の会社か、どのような雰囲気の職場であるか等を調査した上で学生に紹介している。

社会福祉士は様々な分野の人と連携して仕事をする必要があるため、相手方がどのような仕事をしているか理解する必要がある。採用広報も同様で、仕事の内容をいかに知ってもらうかがとても重要であると感じる。また、最近の学生は、保護者の意見を重要視する傾向もみられるため、保護者が採用広報を知る機会を設けるというのも一つの方法として考えられる。

◎　司法書士の立場から意見等はないか。

○　司法書士がどのような仕事をやっているか知らない人が多いため、採用において、仕事の内容を知ってもらうことは重要であると感じる。

司法書士会では、夏休みに学生がインターンシップで司法書士事務所を訪れて、仕事の内容について理解してもらっている。その際、アンケートを行っており、概ね好評であるが、国家資格が必要な司法書士を選択するかどうかは別問題であり、司法書士会における採用広報は難しいと感じる。

裁判所で行われている調査官のワークショップは定員近くの応募があっているが、採用者の定員割れがないよう、時期の変更、機会の増加及び対象者を

大学生のみでなく高校生を含める等の工夫をすれば、受験者が増えるのではないか。

◎　弁護士の立場から意見等はないか。

○　男女共同参画の観点から、女性の法曹資格者を増やすため、他の県の弁護士会では「来たれリーガル女子」という名目で裁判官、検察官の協力の下、中高校生を対象としたイベントを開催している。

内容は、ウェブ会議用アプリ Zoom 等を利用した上で各職種の紹介を行うもので、保護者も同席できる。

大学生が対象ではなく、中高校生を対象にすることにより、時間をかけて法曹資格者に興味を持ってもらえる。

最近の小中学生は、将来どのような仕事に就くか早い段階で考えている子が多い。今後は、若年層にも仕事の紹介を提供できる環境が増えるとよいと思う。

○　裁判所に勤める者として、転勤や勤務時間の問題、保護者への採用広報等、採用に関する貴重な御意見をいただきありがたい。

今後の熊本家裁での採用広報の参考としたい。

◎　各委員の発言内容についての感想、その他御意見等はないか。

○　裁判所採用広報の説明を聴き、裁判所は働きやすく、魅力的な職場であると感じた。裁判所の採用に関して、年齢制限の緩和を検討していないのか。

◎　現時点では年齢制限を緩和するという情報はない。

○　教員採用の年齢制限について、以前は３０歳までの年齢制限があったが、現在は６０歳定年に対して５９歳までが受験が可能となっており、本年度は５０歳台半ばの方が数名合格した。いずれも教員経験者であるが、裁判所においても、年齢制限を緩やかにしたらどうか。

◎　裁判所事務官で採用された後、裁判所書記官に任用されるためには、試験合格後、研修所で１～２年程度の研修が必要となる。また、裁判所調査官も２年程度の実務研修を行う必要があるため、裁判所では、育成にある程度の時間を必要とする。育成の時間を考慮すると、年齢制限の緩和は慎重に検討しなければならない問題である。

ただ、これからの時代の流れによっては、年齢制限緩和の話がでてくる可能性は否定できない。

第４　次回期日

令和６年５月２４日（金）午後１時３０分

第５　次回テーマ

「裁判所における障害者配慮について」